

AM&T アジア・新興国 Legal Update

CONTENTS

- 1 【インドネシア】外国投資ネガティブリストの改正
- 2 【シンガポール】シンガポールにおける外国判決執行事例
- 3 【メキシコ】新連邦競争法の制定
- 4 【タイ】タイのクーデターによる影響
- 5 【トルコ】PPP 事業における財務庁による債務引受制度の整備
- 6 【ベトナム】土地法の改正(外資系企業の権利に関わる部分を中心に)
- 7 【ミャンマー】競争法の法案が発表
- 8 【インド】2014年版統合版 FDI ポリシーの発行

.....

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

.....

1 【インドネシア】外国投資ネガティブリストの改正

インドネシアにおける外国投資の禁止業種及び規制業種の一覧であるネガティブリストが改正された。インドネシアには、外国投資が禁止又は規制されている業種が存在し、当該業種は2010年5月25日付大統領規定第36号(「旧規定」)にて定められていた。今般、2014年4月23日付けで大統領令2014年第39号が発行された(「改正ネガティブリスト」)。改正ネガティブリストの施行日は2014年4月24日である。

1. 改正ネガティブリストの特徴

改正ネガティブリストにおいて改正された業種は、概要以下のとおり分類される。

- (1) 旧規定よりも外資に対する規制が緩和された業種
- (2) 旧規定よりも外国投資が制限された業種
- (3) インフラストラクチャーへの投資を促進すべく、公共事業分野における官民パートナーシップのコンセッション期間内に限り、旧規定よりも規制を緩和された業種
- (4) 関連法令の改正に合わせて外資比率を改定した業種

具体例は以下のとおりである。

上記(1)の類型では、医薬品事業が旧規定に定められた上限 75%から 85%に、旧規定では外資に閉鎖されていた映画を媒体とした広告事業が 51%(ただし、ASEAN 加盟国からの投資に限る)、ベンチャーキャピタル事業が旧規定の 80%から 85%に、旧規定では閉鎖されていた公共施設の陸上輸送ターミナルの建設事業、一般貨物のターミナル建設事業及び原動機付き車両の定期検査の実施事業がそれぞれ 49%¹に、それぞれ規制緩和された。

なお、映画広告事業に関しては ASEAN 加盟国からの投資に限り投資が認められるが、これは 2015 年の ASEAN 経済共同体構想へ向け、インドネシアが他の ASEAN 加盟国へのコミットメントを実現する趣旨である。なお、投資調整庁(「BKPM」)によれば、ASEAN 加盟国で設立された会社によるインドネシア国内への投資であれば、たとえ当該会社が日本法人の子会社であったとしても、51%まで出資が認められる。

また、上記(2)の類型では、旧規定では規制されていなかった卸売業及び倉庫業が 33%に、冷蔵・冷凍倉庫業が旧規定の 100%から 33%(ただし、スマトラ、ジャワ及びバリにおける事業の場合。その他の地域は 67%)、それぞれ規制が厳格化された。また、1~10 メガワットの発電事業及び電話付加価値サービスは、旧規定ではパートナーシップが義務付けられていたのみであったが、新規定では 49%に制限された。さらに、旧規定では 95%まで出資が認められていた電力設備建設・据付事業が、電力「供給」設備と「利用」設備に分割され、後者については外資の出資は認められなくなった。その他、データ通信システムサービスが旧規定の 95%から 49%に、インターネット接続サービス(NAP)が旧規定の 65%から 49%にそれぞれ厳格化された。さらに、旧規定では定められていなかった石油ガスの調査サービスが 49%に、石油ガスのサポートサービスが内資 100%に制限された。以上の規制厳格化の趣旨は、国内産業の国際的競争力を強化する点にある。

なお、卸売業は、改正ネガティブリスト上は“distributor”と表記されているが、具体的にいかなる業態が規制対象になるかについては明らかにされていない²。従って、(インドネシアではしばしば起こることであるが)実際に投資を行う段階で当局への照会が必要となる。

さらに、上記(3)の類型では、官民パートナーシップのコンセッション期間内に限り、10 メガワット超の発電所事業並びに送電事業及び配電事業が旧規定の 95%から 100%に、港湾設備供給事業(埠頭、建物、コンテナターミナル、リキッドバルクターミナル、ドライバルクターミナル、ロールオン・ロールオフ船ターミナル)が旧規定の 49%から 95%に、それぞれ規制緩和された。この背景には、インフラ開発プロジェクトへの外資誘致を図りたい政府の意向がある。

最後に、上記(4)の類型では、園芸作物の育苗・栽培事業及び園芸加工業が、旧規定の 95%から 30%に改正された。これらは、他の関連規制法の改正に対応し、法的整合性を保つ目的である。

2. 既存事業への影響

改正ネガティブリストの施行後も、原則として遡及適用はされないと考えられている。すなわち、仮に、すでに投資を行っている事業について、改正ネガティブリストにより上限出資比率が引き下げられた場合であっても、現状の投資許可は引き続き有効である(つまり、改正ネガティブリストに定められた外資出資上限に合わせて変更する必要はない)。ただし、将来、増資をしたり、株主を変更したりする場合には、その時点で有効なネガティブリストに従わなければならない可能性も残る³。こ

¹ ただし特別許可が必要。

² この点、BKPMによる口頭での説明によれば、製造業者が現地生産した製品を国内外で販売する行為や、大規模商業のカテゴリーで販売する行為は、改正ネガティブリストに定めるディストリビューターには該当しないとのことである。

³ BKPMによる口頭での説明によれば、すでに旧規定の下で承認された事業については、改正ネガティブリスト施行後に事業場所、株主、出資比率、投資額を変更したとしても、改正ネガティブリストは適用されないとのことだが、申請の現場でのBKPMの対応には引き続き留意する必要がある。

の点に関しては、関連規則上、明示されておらず、ケース・バイ・ケースでの運用となる可能性もあるため、当局への事前確認が必須となると思われる。

3. その他の論点

大統領令 2014 年第 39 号に定められた外資出資制限以外の規定は以下のとおりである。

(1) 国内資本市場を通じた間接投資の取り扱い

インドネシア法に準拠して設立された会社の株式を直接保有するのではなく、国内資本市場（証券取引所）を通じて株式を間接的に取得する場合には、改正ネガティブリストの規制は適用されないことが今回の改正において再確認された⁴。

(2) 新株予約権（ライツイシュー）の取り扱い

新株予約権の発行による増資の結果、外資の払込資本金がネガティブリストに定められた外資出資上限を超えた場合には、2 年以内に、(a)ローカル投資家への売却、(b)国内資本市場（証券取引所）における売却、又は(c)発行会社による自己株取得（ただし、インドネシア会社法に定められた自己株取得の要件を満たすことが必要）により超過部分を調整しなければならない。

弁護士 池田 孝宏

（ジャカルタのRoosdiono & Partners 法律事務所に出向中）

takahiro.ikeda@amt-law.com

2 【シンガポール】シンガポールにおける外国判決執行事例：Giant Light Metal Technology (Kunshan) Co. Ltd v Aksa Far East Pet Ltd

シンガポールの高等裁判所(High Court)は、2014 年 1 月 28 日、中国企業である Giant Metal Technology (Kunshan) Co Ltd(「Giant Metal」)を原告としてシンガポール企業である Aksa Far East Pte Ltd(「Aksa」)を被告とする中国の裁判所での確定判決について、シンガポールでの承認・執行を認める判決を行った。中国の確定判決がシンガポールで承認された初の事例である。

シンガポールには多数の日本企業が地域統括会社を置いており、中国を含む他のアジア諸国との間の国際取引について、日本の本社ではなくシンガポール法人を契約当事者とするところも少なくないところである。本判決は、シンガポール法人を当事者とする国際取引においてどのように紛争解決条項を設計し、あるいは発生した紛争にいかに対応するかを検討するにあたって、重要な示唆を与えるものである。

1. 事案

2003 年に、Giant Metal 及び Aksa は、Aksa が英国製発電機を Giant Metal に提供する売買契約を締結した。当該契約には契約に基づく紛争については仲裁によって解決する旨の条項が規定されていた。Giant Metal は、Aksa が契約に基づく義務を履行しなかったとして、2005 年に中国の蘇州で訴えを提起し、Aksa もこれに応訴したものの、訴訟外の和解交渉により 2007 年に訴えを取り下げた。その後、訴訟外の和解交渉が決裂したため、Giant Metal は 2008 年に再度蘇州で

⁴ BKPM による口頭での説明によれば、上場会社の株式であっても、取引所外で取得する場合には直接投資に該当し、ネガティブリストの適用対象となる。

訴えを提起した。Aksaは、2度目の訴訟には、応訴しなければ Giant Metalはシンガポールで判決を執行できないであろうとの弁護士からの助言に従って、まったく対応しなかった。

中国の裁判所は Giant Metalの主張を認め、Aksaが Giant Metalに対して US\$190,000を支払うことと、Aksaが Giant Metalから発電機を回収することを命じ、判決は確定した(「蘇州判決」)。蘇州判決は Aksaに対して送達されたが、Aksaはその履行を拒否したため、Giant Metalはシンガポールの高等裁判所に対して、蘇州判決の承認と執行を求める申立を行った。

2. シンガポールでの外国判決の承認・執行の要件

シンガポールにおいて外国判決が承認されるためには、条約に基づく相互承認の関係があり、コモンウェルス判決相互執行法(いわゆるコモンウェルス諸国の上級審判決の場合)又は外国判決相互執行法(香港高等裁判所判決の場合)に基づきシンガポールでの承認執行が制度化されている場合以外では、コモンローに基づいて、以下の要件を充足する必要がある。

- (i) 当該判決が確定していること
- (ii) 当該判決を行った裁判所に国際裁判管轄があること
- (iii) 当該判決の承認についてその他の抗弁が存在しないこと

そして、上記(ii)の国際裁判管轄の有無に関しては、当該裁判に対して、被告が自発的に応訴した場合には、国際裁判管轄が認められる。

本件では、シンガポール高等裁判所は、Aksaが2005年の訴訟に対して応訴を行っていたことを根拠に、2008年の訴訟についても応訴があったものと認め、国際裁判管轄を肯定した。

さらに、当該外国判決が執行されるためには、確定的な金銭の支払いを命ずる判決であることが必要であるが、シンガポール高等裁判所は、執行を認めるためには確定的な金銭の支払いを命ずる判決が含まれていれば足り、(発電機の回収などの)金銭の支払い以外の内容が一部に含まれていても問題ないものとして、その執行も認めた。

3. 日本での外国判決の承認・執行の要件との違い

日本の民事訴訟法上、外国判決が日本で承認・執行されるためには、以下の要件をすべて充足する必要がある(民事訴訟法118条)

- (a) 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- (b) 被告が訴訟開始時に訴訟文書の送達を受けたこと又は応訴したこと。
- (c) 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- (d) 相互の保証があること。

本件の論点との関係では、シンガポール高等裁判所は上記(b)の応訴管轄権を認めたものと認められ、日本とシンガポールとの間で大きな議論の違いがあるものではない。

特徴的なのは、日本では、上記(d)のとおり、相互の保証があること、換言すれば日本で承認・執行を求められている外国裁判所の判決のあった国においても日本の判決が承認・執行されることが国際裁判管轄に加えた要件となっているのに対し、シンガポールでは、上記のとおり、相互の保証がなくとも上記コモンロー上の要件を満たせば、原則として外国判決の承認・執行を認めているという点である。

現実には、シンガポールでの確定判決の中国での承認・執行が認められる可能性は現時点では極めて低く、仮に相互の保証があることがシンガポールでも外国判決の承認・執行の要件であるとすると、本件の結論は異なっていたはずである。

4. 相互主義の観点からの考察

本件決定について、シンガポールの裁判所が、相互主義を採用している国の判決について積極的に承認・執行を認めることによって、将来的に当該外国でのシンガポールの判決の承認・執行が認められる可能性を高める意図があるとの見方もある。

これは、シンガポールの高等裁判所に国際的な取引に関する紛争(外国法準拠の紛争を含む)を取り扱う専門の部門を設立するという試み(国際商事裁判所創設構想。2014年4月号ご参照。http://www.amt-law.com/pdf/bulletins13.pdf/Asia_EC_140421.pdf)とも連動する。仮にシンガポールでの判決が中国でも承認・執行されることになれば、シンガポールの国際的な紛争解決のハブとしての地位は大きく高まることとなるからである。

仮にこのような司法・外交的意図が本件の判決の裏にある場合、中国の判決のシンガポールにおける承認・執行という動きは今後も続く可能性がある。

その場合、日本企業にとっては、中国で訴えられた場合に、安易に応訴をして応訴管轄権を生じさせてしまうか、あるいは本来は応訴をしなければならないのに放置した結果、欠席判決を取られてしまいシンガポールで承認・執行されるか、という非常に困難な判断を迫られることとなり、今後、類似の判決が続くかどうか注目される。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
 弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
 外国弁護士 Sze Yao Tan
szeyao.tan@amt-law.com
 弁護士 副田 達也
tatsuya.soeda@amt-law.com

3 【メキシコ】新連邦競争法の制定

本年4月29日、メキシコ連邦議会において、新しい連邦競争法が可決・成立した。施行はその官報による公告から45日以内とされている。新法の執行については、昨年6月の憲法改正により創立された、Federal Telecommunications Institute (*Instituto Federal de Telecomunicaciones*) (「IFETEL」)が放送及び電気通信業界における競争法上の問題について担当し、同じく昨年6月に創立された、Federal Economic Competition Commission (*Comisión Federal de Competencia Económica*) (「COFECE」)がそれ以外の範囲の競争法上の問題について担当することとなる。従って、以下において「当局」というのは、文脈により、IFETEL 又は COFECE の一方又は双方を指す。

以下、新法において改正された主なポイントを概説する。

(1) マージャー・コントロール

マージャー・コントロール(合併等の企業結合に関する届出制度)については、旧法下では、事前届出とされながらも、待機期間中に特に中止命令が出されない限りは、当事者は取引をクローズすることが可能であった。これに対し、新法下では、待機期間は廃止され、当局から許可を得た後にのみクローズすることができるものとされた。当局のレビュー期間も、旧法下では正式な届出提出日から35営業日であったのが、新法下では60営業日と長期化され、また当局が基本的な情報を要求できる期間も、届出提出から5営業日であったのが、10営業日と延長された。

届出が必要となる取引の基準額については、第三類型のものについて、当該取引により、(1)メキシコにおける資産又は資本が565,236,000ペソ(約45億円)を超えて集中すること、かつ(2)メキシコにおいて当該取引に含まれる企業の資産又は年間売上げが、単独で又は合計で

3,229,920,000 ペソ(約 257 億円)相当を超えること、と変更された。旧法下では、(2)の資産又は年間売上げについては、全世界規模で検討するものとされていた。なお、第一類型(取引額基準)及び第二類型(対象会社の 35%以上の資産又は株式の取得の場合)については、特に変更はない。

(2) 絶対的独占(カルテル)

価格操作、製品の製造・販売の制限、マーケットの分割又は不正入札の目的をもって、競争者間において情報交換することは違法とされた。旧法下においては、価格操作に関する情報交換のみが違法とされていた。

(3) 相対的独占(優越的地位の濫用)

従来の違法とされる行為形態に、(1)「essential input」(不可欠な施設・材料)の取引の拒否又は制限、及び(2)マージンの搾取、が追加された。

なお、「essential input」は、(essential facilities に類似するが)新法で新たに導入された概念であり、市場において優勢な1つ又は複数の企業が特定の施設・材料を支配している場合には、「essential input」と考えられるものとされた。もっとも、これは、「競争に対する障壁(barriers to competition)」の概念と共に、非常に抽象的であるので、今後制定される下位法令・ガイドライン等により意味が明確にされることが期待される。

(4) 当局による調査手続

当局による調査の期限は、行為から 5 年間とされていたのが、10 年間まで延長された。

また、調査の開始時における官報公告の制度は廃止され、当局は秘密裡に調査を開始することが可能となった。

また、調査手法として、当局が代表者又は従業員に対しインタビューすることが可能とされた。

(5) 特殊な手続き

当局は、新法において、(1)他の政府機関に対し、競争に対する障壁(barriers to competition)をなくすよう勧告すること、(2)企業に対して競争に対する障壁をなくすよう命令すること、(3)「essential input」(不可欠な施設・材料)の存在の認定及び当該施設・材料の取引ルールについて定めること、ならびに(4)反競争的な効果を取り除くために効果的な他の方法がない場合には、企業に排除命令を出すこと、ができるものとされた。

また、企業は、当局に対し、新法に規定されていない事項について、当局の公式な意見を求めることができ、当局は当該意見に拘束されるものとされた。

(6) 刑事罰

競争者間における情報交換については、刑事罰が制定された。

当局が刑事告発するためには、事前に、競争法違反の蓋然性が認められる必要があるが、両手続きは同時に進めることが可能である。

懲役期間は、下限が 3 年から 5 年になり、上限は 10 年で据え置かれた。当該法定刑の変更により、時効は 7.5 年に延長された。

上記のとおり、新競争法の内容には未だ不明確な側面も多く、メキシコに進出している企業及びこれから企業結合等の取引を行おうとしている企業のいずれについても、慎重な対応が求められる。

弁護士 角田 太郎
taro.tsunoda@amt-law.com
 弁護士 福家 靖成
yasunari.fuke@amt-law.com

4 【タイ】タイのクーデターによる影響

タイにおいては本年5月22日に軍事クーデターが発生し、日本でもその経済に対する影響が論じられている。

今回の軍事クーデターが発生した背景には、昨年来続いていた政府側と反政府側の騒乱が、インラック首相(当時)が憲法裁判所の判断に基づき失職したことにより、益々収まる気配がなかったことによる。タイの2007年憲法では、首相が自ら又は他人のために一定の行為を行うことを禁じており、そのような行為を行った場合には、憲法違反を理由として首相が失職する場合があること(268条、266条及び270条)が定められている。また、憲法に関する問題は、一般裁判所ではなく、憲法裁判所が判断することも憲法に定められている(214条)。今回のインラック首相の失職については、新聞報道によれば、憲法裁判所では、インラック首相が国会安全保障会議の新事務局長を国家の利益とは別の意図を持って選任した行為が憲法違反であるとし、その地位を失ったと判断したとされている。

タイのクーデターの発生に伴い、タイ経済への影響が気になるころではあり、確かに、株価や為替への影響や外資企業による投資の減少も見受けられ、長期的な視点で見れば経済への影響は否定できないであろうが、現地の駐在日本人によれば、日系企業の日々の業務に対する大きな影響は現時点ではそれほどないように思われる。

法律的な観点から日本企業に影響がある点としては、投資への優遇措置を決定するための判断の遅れが挙げられる。タイ投資委員会(BOI)は様々な投資優遇措置を定めており、BOIによる投資優遇措置を定めた投資奨励証書を取得することは、タイにおいて定められている一般的な外資規制の免除要件ともなっているため、BOIの判断は外資企業にとって重要である。BOIが奨励証書を付与する際には、対象となる投資金額(土地代と運転資金を除く。)が7億5千万バーツ超となると、その最終決定権者が首相となるため、首相が存在しない現時点ではその判断がなされる可能性が低いのではないとも言われている(すなわち、対象企業が奨励証書を取得することができない)。なお、他の官公庁の対応はクーデターにより特段変わったことはないようであるが、首相失職前の騒乱の時期には官庁の職員に自宅待機指令が出たこともあり、今後もいつ問題が生じるかわらかではないので、引き続きタイの動向を注視する必要がある。

弁護士 安西 明毅
akitaka.anzai@amt-law.com

5 【トルコ】PPP 事業における財務庁による債務引受制度の整備

2014年4月19日、PPP事業における財務庁による債務引受に関する規則(Regulation on the rules and procedure of debt assumption commitments to be provided by Treasury)が官報に公告された。財務庁は、一定のBOT方式のインフラ事業並びに医療及び教育施設に関するPPP事業において、民間事業者によるプロジェクト資金の対外資金調達にかかる債務等を一定の場合に債務引受する。このような財務庁による債務引受は従来から存在したが、上記の規則は、財務庁による債務引受に関する指針及び手続の詳細を定めることで、国の財政規律を向上させ、財務庁による債務引受の透明化を図るものである。

財務庁による債務引受の基本的な仕組みは次のとおりである。すなわち、財務庁、民間事業者及びレンダーの三者間における契約上の取決めに基づき、行政と民間事業者との間のプロジェクト契

約が早期に終了した場合、契約が終了した時点において、行政が事業資産を取得するとともに、財務庁がプロジェクト資金の対外資金調達にかかる残債務について債務引受をする。財務庁が債務引受することのできる債務の範囲は、民間事業者の帰責事由によらずに早期に契約が終了した場合には残債務の100%まで、民間事業者の帰責事由により契約が終了した場合には残債務の85%までである。

財務庁による債務引受の対象となる事業は、一般予算又は特別予算に基づき行政が遂行する事業(すなわち各省庁や道路総局等の特別局が遂行する事業)であり、国営企業や地方公共団体が遂行する事業は財務庁による債務引受の対象外である。また、対象となるBOT方式のインフラ事業は投資額が10億トルコリラ以上のものに限られる。他方、保健省及び教育省が遂行する医療及び教育施設に関する一定のPPP事業については、投資額が5億トルコリラ以上のものが対象となる。なお、債務引受にかかる財務庁のコミットメントの一会計年度における総額には上限が設けられている(2014年は30億米ドル)。

弁護士 江本 康能 (Paksoy 法律事務所に出向中)
YEmoto@paksoy.av.tr

6 【ベトナム】土地法の改正(外資系企業の権利に関わる部分を中心に)

2013年11月29日に、ベトナム国会において、2003年土地法(Law No.13/2003/QH11)(その後の改正を含み、以下「現行法」という。)の改正案(Law No. 45/2013/QH13)が可決され、改正土地法(以下「改正法」という。)が成立した。改正法は、2014年7月1日に施行される予定である。

改正法の特徴として、現行法では定義されていなかった「外資系企業」の範囲の明確化が図られた点が挙げられる。すなわち、改正法5条7項によれば、外資系企業には、100%外資企業、合弁企業及び投資法に基づき外国投資家が買収を行ったベトナム企業が含まれるとされている。現行法の下では、外国投資家の出資比率が49%以下の企業が外資系企業に含まれるかについては議論の余地もあったところである。しかし、改正法の文言は出資比率に特段言及していないことから、改正法下では、外国投資家の出資比率に拘らず、一律に外資系企業として取扱われるものと考えられる。

また、改正法では、外資系企業が土地使用权を取得できる場面について一定の明確化が図られた。具体的に、改正法169条1項(k)において、①抵当権設定契約に基づく合意、②裁判所の判決又は決定、③判決執行機関による判決執行決定、及び④土地使用权の競売結果について記載した文書に基づき外資系企業が土地使用权を取得することが可能であることが明示された。同条項は、やや不明瞭な部分が残るものの、抵当権実行の場面において外資系企業が担保資産の処分先となることを許容するものと解され、これにより、担保の実行手続が円滑化し、土地使用权を担保とする国内金融機関の融資がより進展することが期待される。さらに、改正法では、外資系企業が土地使用权の価値である出資持分の譲渡を受けることができる旨が新たに明文で規定された(改正法169条1項(b))。かかる規定が、単に外資系企業に土地使用权を保持する対象会社の買収が可能であることを確認的に規定したのか、それ以上に、何らかの権利の付与を示唆するものなのか現時点で判然としないが、今後下位法規等にてより詳細なガイダンスが公表されることが望まれる。

一方、改正法に基づく外資系企業への規制の緩和が期待されながら、変更されなかった論点もいくつか存在する。すなわち、現行法の下では、外資系企業が現物出資以外の方法(例えば売買)で既存の土地使用权者から土地使用权を承継取得することを認める明文の規定が存在しなかった。このため、外資系企業は、取得対象土地に既存の土地使用权者が存在する場合に、当

該使用権者から土地使用権を売買等の方法により承継取得することができず、当該使用権者の既存の土地使用権を一旦解除の上、外資系企業が改めて国家から土地使用権の付与を受ける必要があると解されてきた。改正法でも、上記担保権実行等の場面で土地使用権の承継取得ができる可能性が示唆されたものの、これと現物出資以外の場面で外資系企業による土地使用権の承継取得を肯定する明文の規定が存在しない。従って、引き続き、外資系企業は、既存の土地使用権者から売買等により土地使用権を直接承継取得することは困難な点に留意を要する。

また、現行の土地法では、土地使用権者が保有する土地使用権に関し行使できる権利の内容として、「ベトナムで営業を許可された金融機関に対する抵当権の設定」と規定されている。かかる規定の反対解釈として、土地使用権者はベトナム国外の金融機関に対し自己の保有する土地使用権を担保提供することができないと考えられていた。しかしながら、改正土地法でも同一の文言が維持されており、ベトナム国外の金融機関が土地使用権を担保取得できない状況が続くと考えられる。

弁護士 坂崎 宏幸(ホーチミンの Kelvin Chia 法律事務所に出向中)
sakazaki.hiroyuki@kcpartnership.com

7 【ミャンマー】競争法の法案が発表

2014年5月11日、国営日刊紙 New Light of Myanmar において、競争法の法案(「本法案」)が発表された。本法案は、取引制限をもたらす行為を禁止し、独立した競争法委員会を創設することで、自由競争を確保し、ひいては消費者を保護することを目指す、全12章、53条からなる法案である。以下、本法案のポイントを概説する。

1. 目的

本法案の目的は、①競争の公正さを損なうような私的独占又は価格操作による損失から市場を保護し、国家の経済発展を促すこと、②外国取引と経済発展における不正競争を防ぐこと、③市場の不適正な支配を防ぐこと、④合併及び買収を原則として認めつつ、一定の場合に排除又は制限することである(3条)。

2. 競争法委員会

政府は、本法案を実施するため、競争法委員会を組織する。委員長は、連邦政府レベルの適切な人物とし、委員会メンバーは、経済貿易省、政府機関、政府組織、非政府組織における専門家から構成される(5条)。同委員会は、権限を持った組織として、独立に存在し、行動することができる。

同委員会の権限としては、事業者に対し、競争に関係すると推測される資料の提出を求めたり、必要な場合には差押えをすること、独占とみなされるマーケットシェアや販売量、投資額、株式額、資産の額を決定すること、中小事業者に対し本法案の適用を免除すること等が挙げられる(9条)。また、同委員会は、9人で構成される調査委員会を組織することが予定されている(6章)。

3. 独占行為の禁止

事業者は、次の行為をすることで、独占を行うことが禁止される。すなわち、①物品又はサービスの販売価格や提供価格を操作すること、②価格を操作する目的をもってサービス提供や物品販売を制限すること、③サービス、生産、購入、販売、譲渡又は輸入等について、正当な理由なく停

止、減少又は制限すること、あるいは、物品を破壊し、又は損傷させることで、その質を市場が求める水準以下にすること、④他者の事業に適切な理由なく干渉すること、である。

事業者は、競争法委員会の承認の下で、生産、販売等の協力を図ったり、第三者の事業用資産の全部又は一部を購入することができる。

4. 不正競争行為の禁止

本法案は、一定の行為を、特に反競争的な行為であるとして禁止している。たとえば、他者の事業の秘密情報の開示、他者の事業の評判の毀損、ダンピング。市場における支配的地位の濫用等である。これらの他、競争法委員会は、不正競争にあたる行為を随時指定することができる。

5. 事業者間の協同の制限

事業者間の協同とは、合併、買収、合弁、事業提携その他競争法委員会が指定する行為を指す(30条)。

合併については、次の基準が設けられている。すなわち、①単独事業で市場シェアの30%を超えること、②2事業者で市場シェアの50%を超えること、③3事業者で市場シェアの65%を超えること、④4以上の事業者で市場シェアの75%を超えること、が禁止される。また、合併に際しては、競争法委員会の事前の承認が必要とされる。

ミャンマーにおいては、いまだ法整備が十分ではないことから、合併や買収等の行為は事実上難しい。その意味で、本法案は、将来的な法整備の充実や、反競争的行為による弊害を見据えて発表された、先取りのものといえる。もともと、ミャンマーにはいままで競争法が存在せず、競争法になじみのある人材はまだ少ないであろうことを考えれば、本法案が施行されたとしても、運用が軌道に乗るのにはしばらく時間がかかるのではないかとも思われる。競争法委員会は広範かつ強力な権限をもつことから、競争法委員には、法的素養があり、公正かつクリーンな人材を登用することが望まれる。本法案の今後の動向が注目される。

弁護士 今井 裕貴 (ケルビンチア法律事務所ヤンゴンオフィス出向中)
yuki.imai@amt-law.com

8 【インド】2014年版統合版 FDI ポリシーの発行

1. 2014年版統合版 FDI ポリシーの施行

インドへの外国直接投資(Foreign Direct Investment)に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy (統合版 FDI ポリシー)の2014年4月版が、インド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion)から、2014年4月17日付で発行され、同日付で施行された。

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めばインドにおける外国直接投資規制の現状が一覧できるという、インドへの外国直接投資に関する最も重要な文献の1つです。統合版 FDI ポリシーは、1年に1回、毎年4月に更新される。

2014年版の統合版 FDI ポリシーの原文は、以下のインド政府商工省のウェブサイトにて参照されたい。

http://dipp.nic.in/English/Policies/FDI_Circular_2014.pdf

2. 2013年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)

(1) 「外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investor(FPI))の定義と関連規定の追加(2.1.15項その他の多数の規定)

インド政府は、外国の機関投資家によるインドへの投資を促進するため、2014年3月に「2014年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則(SEBI(FPI)Regulations, 2014)」及び「2014年外国為替管理(インド非居住者による有価証券の譲渡又は発行)(第二改正)施行規則(Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident outside India) (Second Amendment) Regulations, 2014)」を発行し、これまで別々の外国投資家のカテゴリーとされていた、外国機関投資家(Foreign Institutional Investor (FII))、FIIのサブアカウント、及び適格外国投資家(Qualified Foreign Investor (QFI))を、「外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investor(FPI))」という1つのカテゴリーに統合し、規制の整理を図った(既存のFII、サブアカウント又はQFIの登録を有する者は、登録期間満了まで現状のFII、サブアカウント又はQFIの登録を維持することも、FPIに登録を切り替えることも、いずれも可能である)。

外国ポートフォリオ投資家(FPI)の登録を受けた外国投資家は、投資先であるインド内国会社1社について、10%以上の投資はできず、また既に他の外国機関投資家(FII)/外国ポートフォリオ投資家(FPI)/適格外国投資家(QFI)が投資しているインド内国会社については、当該機関投資家達の投資総額が24%以下でなければならないとの総額規制を受ける反面、投資の際の事後報告が簡略化される、インドの株式/証券市場で自由に株式/証券の売買ができる等のメリットを享受することができる。

(2) 外国投資家がイグジットオプションを行使する場合の価格規制(3.3.1.1項及び3.3.1.2項)

外国投資家による、一定の保証された価格でイグジットするオプション/権利(先買権、プットオプション等)が付与されていない株式、転換社債、転換条項付優先株式への投資のみを、資本投資とみなすことを明らかにするとともに(3.3.1.1項)、外国投資家がイグジットオプションを行使する場合の条件を明確にした(3.3.1.2項)。

新たな規制によれば、外国投資家によるイグジットオプションは、以下の2つの要件を満たす場合に行使可能となる。

- ①最低1年間又は外国直接投資(FDI)規制上別途の定めがある場合にはその期間の譲渡禁止期間(lock-in period)に服すること
- ②イグジットの際の居住者側の買取り価格が、予め合意された価格や利率に基づくものではなく(リターンが保証されておらず)、インド準備銀行が定める価格/評価ガイドラインに従って決定されること

従来、外国の機関投資家が、予め固定の年間金利による買取り価格を合意した上で、又は買取り価格それ自体を合意した上で、インド内国会社にエクイティで投資し、数年後に当該合意済みの買取り価格でイグジットするケースが多く存在したが、「そのような投資は実質的には貸付であって、外国直接投資(FDI)には該当しない(従って、そのような行為を外国直接投資の枠組みで行うことは認めず、外国からの貸付(External Commercial Borrowing)として扱う)」というのが当局の考え方であり、上記規制はその考え方を反映したものであると思われる。

(3) 上場会社の支配株主による証券取引所での同会社の株式取得の解禁(3.4.4 項(iii))

インド外為法上、インド非居住者は、外国機関投資家(FII)や適格外国投資家(QFI)、又は上記(1)にて解説した外国ポートフォリオ投資家(FPI)の登録を受けた者を除いては、インドの証券取引所で株式を購入することはできない(なお、売却は可能)とされていた。上記規制が一部緩和され、「上場会社の支配権(control)を既に有している非居住者(いわゆるプロモーター)」については、インドの証券取引所において、同上場会社の株式を購入することが可能となった。ただし、この場合でも、投資上限や報告要件等の一般的な外国直接投資(FDI)規制の適用を受けることに注意が必要である。

(4) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更(6.2.10 項、6.2.15 項、6.2.16.3 項、6.2.17.1 項、6.2.17.4.2 項、6.2.17.5.1 項、6.2.17.6 項、6.2.18.3 項)

クーリエサービス事業(6.2.10 項)、通信サービス業(6.2.15 項)、単独ブランド製品小売業(6.2.16.3 項)、資産管理会社事業(6.2.17.1 項)、商品取引所事業(6.2.17.4.2 項)、信用情報会社事業(6.2.17.5.1 項)、証券市場におけるインフラ会社事業(6.2.17.6.1 項)等について、①従前の外国直接投資の上限規制が緩和され、あるいは②政府ルート(インド政府の事前承認が必要な外国直接投資(FDI))ではなく自動ルートによる投資(インド準備銀行(RBI)への事後報告のみで投資ができる外国直接投資(FDI))が認められるようになるなど、外国直接投資規制が緩和された。

他方で、製薬業については、投資に際して競争避止を合意することが原則として認められなくなる等の規制の厳格化がなされた。

なお、これらの規制の緩和、厳格化は、2013 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2012 年 4 月 5 日以降、2014 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2013 年 4 月 17 日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものであり、2014 年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものではない。

3. 2013 年 4 月版統合版 FDI ポリシーの日本語訳

2014 年版 4 月版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳及び原文は、それぞれ下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載されている。

全文日本語訳: http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20140516_1.pdf
 原文: http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20140516_2.pdf
 ポータルサイト: <http://www.amt-law.com/bulletins11.html>

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
 弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

- ✂ 2014年6月17日、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business(ALB)主催の“ALB Japan Law Awards 2014”の授賞式が開催され、当事務所はその他の数多くの受賞の中で、中国法務および東南アジア法務の各分野での活躍が評価され、Best China Practice of the Year(3年連続受賞)及び Best South East Asia Practice of the Year を受賞しました。

- ✂ 池田孝宏弁護士が下記セミナーの講師を務めます。
「インドネシアへの進出とリスク対応最前線～日系企業が対峙するハードルとは～」
日時： 2014年7月7日(月) 14:00～17:00
場所： 三井住友銀行呉服橋ビル(セミナーホール6～7階)
主催： SMBC、ビジネスロー・ジャーナル
セミナーの詳細は下記サイトをご参照下さい。
https://www.smbc-consulting.co.jp/company/seminar/tokyo/month/201407/seminar_20141264-01.html

- ✂ 三木康史弁護士が下記セミナーの講師を務めました。
「ベトナムへの進出とリスク対応最前線～日系企業が対峙するハードルとは～」
日時： 2014年6月23日(月)
主催： SMBC、ビジネスロー・ジャーナル

- ✂ 中川裕茂弁護士が下記セミナーの講師を務めました。
「中国で日本企業が訴訟・仲裁を申し立てられた場合の緊急的・戦略的対応策～現地での経験を踏まえて～」
日時： 2014年6月12日(木)
主催： 金融ファクシミリ新聞社

- ✂ 大河内亮弁護士が下記セミナーの講師を務めました。
セミナー名：「インドにおける企業買収、進出の法務～新会社法、4月1日更新予定の FDI Policy、プット・コールオプションに関する動きを踏まえて～」
日時： 2014年5月20日(火)
主催： 経営調査研究会

- ✂ 中川裕茂弁護士、当事務所北京オフィスの李加弟顧問が、中国-東アジア国家国際貿易紛争解決諮問委員会委員に就任いたしました。

- ✂ 江本康能弁護士が本年4月より、9月末までの予定でイスタンブールの Paksoy 法律事務所に出向しております。
Paksoy 法律事務所 HP: <http://www.paksoy.av.tr/>

【論文・著書】

- ✂ 龍野滋幹弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「韓国大法院判決における通常賃金の見直し」(ビジネス法務 2014年7月号)

- ✂ 中野憲一弁護士、小林英治弁護士、磯山海弁護士が執筆に参加した論文が下記雑誌に掲載されました。
「ハンガリーの法制度の概略[1]」(国際商事法務 Vol.42, No.6(2014))



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)従って福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

.....



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>